

(仮称)余呉南越前ウィンドファーム発電事業
計画段階環境配慮書に対する知事の意見について

平成30年8月23日付で事業者から提出のあった標記計画段階環境配慮書について、滋賀県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）および長浜市長の意見を踏まえ、環境保全の見地からの滋賀県知事意見を平成30年11月22日に事業者あて送付した。

今後、事業者は、経済産業大臣意見、滋賀県知事意見、福井県知事意見、住民意見を踏まえて具体的な調査計画および事業計画を検討し、手続が進められる。

<主な意見について>

○鳥類への影響

「猛禽類をはじめとする鳥類についてあらゆる環境保全措置を講じてもなお、重大な影響を回避または十分に低減できない場合には、本事業の取り止めも含めた事業計画の抜本的な見直しを行うこと」
【審査会の意見に下線部を追加】

○水環境、生態系への影響

「事業実施想定区域およびその周辺の状況を十分把握のうえ、調査、予測および評価を行うこと。その結果を踏まえ、水環境への影響を回避または極力低減すること」

「土地改変による自然環境への影響について調査、予測および評価を行い、土地の改変量を最小限に抑えること」

なお、本事業が大規模な陸上風力発電事業であること、県が入手している調査結果では事業実施想定区域をイヌワシが利用していること、近畿地方以西のイヌワシ生息状況等から、個体単位での厳重な保護が必要な状況にあることを踏まえ、審査会意見に一部追加した。

1. 事業概要

- ・事業の名称 : (仮称)余呉南越前ウィンドファーム発電事業
- ・事業者の名称 : 株式会社グリーンパワーインベストメント
- ・事業内容 : 風力発電所の設置
- ・事業規模 : 最大 170,000 kW (※1)
- ・事業実施想定区域 : 滋賀県長浜市余呉町および福井県南条郡南越前町
(約 831.97 ha)

(※1) 定格出力 3,400kW 級の風力発電機を最大 50 基。高さは最大で約 148m。
出力が 10,000kW 以上そのため、環境影響評価法の第一種事業に該当する。
170,000kW は、およそ 82,700 世帯分/年の電力に相当する。

2 配慮書に係る手続状況

- ・配慮書の受理 : 平成30年8月23日
- ・配慮書の公告・縦覧 : 平成30年8月24日から9月25日まで
- ・住民意見の受付 : 平成30年8月24日から9月25日まで
- ・長浜市へ意見照会 : 平成30年9月6日
- ・第1回審査会 : 平成30年9月27日
- ・長浜市長から回答 : 平成30年10月10日
- ・第2回審査会 : 平成30年10月31日
- ・審査会意見の提出 : 平成30年11月12日
- ・知事意見の送付 : 平成30年11月22日

3 今後の予定（事業者の意向）

- ・平成30年度 : 「方法書」の送付
- ・平成31年度 : 現地調査
- ・平成33年度 : 「準備書」の送付、「評価書」の送付
- ・平成34年度 : 工事開始
- ・平成37年度 : 運用開始

(仮称) 余呉南越前ウインドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する
滋賀県知事意見

本事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見への検討の経緯および内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1 全般的な事項

(1) 資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」を遵守すること。

(2) 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守し環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

また、今後の手続に当たっては、広く地域住民や高時川流域の農業者、漁業者への積極的な情報提供や説明会を開催するなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。

(3) 事業実施想定区域は、全域が「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」による「イヌワシ・クマタカの保護および生息環境保全ゾーン」に含まれており、国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシやクマタカの生息および繁殖が確認されていることから、本事業の実施によりイヌワシやクマタカへの重大な影響が懸念される。

また、事業実施想定区域は、サシバやハチクマ、ノスリ等、渡りを行う猛禽類が数多く通過する主要な経路に位置している可能性が高く、これらの個体の移動経路や高度によっては、衝突事故や移動の阻害等の深刻な影響を与えることが懸念される。

2 (4) により、猛禽類をはじめとする鳥類についてあらゆる環境保全措置を講じてもなお、重大な影響を回避または十分に低減できない場合には、本事業の取り止めも含めた事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

(4) 事業実施想定区域には、滋賀県水源森林地域保全条例に基づく水源森林地域が存在するなど、当該地域の森林は、地域社会にとって災害・水害の防止、水源の涵養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有することから、その機能を阻害しないよう配慮すること。

保安林は、水源の涵養あるいは土砂の流出の防備など指定の目的を踏まえ、その保全に努めるよう配慮すること。

さらに、砂防指定地への影響を回避すること。

2 個別的事項

(1) 水環境（水質）

事業実施想定区域の流域および下流にある高時川の水環境については、造成等の施工による影響、地形改変による影響、植生の変化など事業によって生じうる土壌流失の影響などにより、漁場環境、水産資源および農業への影響が懸念されることから、事業実施想定区域およびその周辺の状況を十分把握のうえ、調査、予測および評価を行うこと。その結果を踏まえ、水環境への影響を回避または極力低減すること。

なお、流域における水源涵養や湧水への影響など、物質循環の視点も含め、調査、予測および評価に努めること。

(2) 騒音

事業実施想定区域の近隣には診療所や複数の住宅等が存在している。工事中および供用時において、騒音、振動や超低周波音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測および評価を行うこと。その結果を踏まえ、騒音等の影響を回避または極力低減すること。

(3) 動物

事業実施想定区域内には、「伊吹・比良山地カモシカ保護地域」があるので、カモシカ（特別天然記念物）の生息に影響がないよう、適切に調査、予測および評価を行うこと。

また、バットストライクに関しては、コウモリ相を把握し、飛翔高度にも留意した調査を実施して、影響を回避または極力低減すること。

(4) 動物（鳥類）

イヌワシやクマタカは、それらの生息を支える生物多様性の豊かさの指標として重要なだけでなく、両種とも希少性が高く絶滅のおそれが懸念されることから特に保護が必要とされる国内希少野生動植物に指定されている。なかでもイヌワシは全国的に生息個体数が少なく、特に近畿地方以西の西日本では希少性が極めて高いことから、個体群の存続に個体単位の厳重な保護が必要な状況にある。滋賀県内では、現在、生息が確認されているイヌワシはわずか4つがいであり、その1つがいが事業実施想定区域の近傍に営巣し、その行動圏が同区域を含む範囲に広がっているものと推測されている。また、イヌワシと同様に希少性が高いクマタカも、複数のつがいが事業実施想定区域およびその周辺に生息していると推測されている。そのため、本事業の実施に伴う環境改変や風力発電設備の設置により、イヌワシやクマタカの生息や繁殖への影響、衝突事故（バードストライク）の発生、飛翔行動の阻害等の重大な影響が懸念される。

これらのことから、希少性が特に高いイヌワシやクマタカへの影響を評価するに当たっては、行動圏、生息場所利用、行動様式について、繁殖期を含む年間にわたる調査を最低2年間は実施すること。特にイヌワシに対しては、本事業の実施に伴う樹木の伐採による環境改変が行動様式を変化させる可能性が想定されることから、環境改

変後の影響についても的確に予測および評価を行うこと。クマタカについては事業実施想定区域およびその周辺に営巣している可能性もあることから、営巣地の確認と繁殖状況を可能な限り正確に把握し、事業の影響について予測および評価を行うこと。

また、渡りを行う猛禽類についても、その移動経路や高度は気象条件により大きく変化することを考慮し、この地域における渡りの時期、移動経路、高度等の実態を正確に把握したうえで、その影響について評価を行うこと。

さらに、本事業の実施による猛禽類をはじめとする鳥類に対する影響と、環境保全措置を想定した場合の影響の低減については、客観的かつ可能な限り定量的に評価を行うこと。また、その結果を踏まえた環境保全措置を講じることにより、これら鳥類への影響を回避または極力低減すること。

なお、現地調査等を行う場合には、猛禽類に関する既存の調査結果や資料、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月環境省自然環境局野生生物課）、「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」（平成14年7月滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課）、鳥類の生態や地元の状況に精通した専門家の意見等を踏まえて、適切な調査方法を十分に検討したうえで、イヌワシやクマタカの調査に熟練した現地調査員により実施すること。また、調査結果についても鳥類の生態に精通した専門家からの意見聴取を行ったうえで、予測および評価を行うこと。

（5）植物・生態系

事業実施想定区域には、重要な植物群落が分布しており、土地の改変などにより重大な影響が懸念される。また、植生の変化に伴うシカ等の増加により、生態系や地域社会への影響、希少植物の減少・消失が懸念される。

このため、専門家等からの助言を踏まえて適切な調査、予測および評価を行うとともに、道路や草地ができることによる林縁効果にも配慮して、事業による影響を回避または極力低減すること。

また、風力発電事業の工事（資材運搬用および管理用に設置される道路を含む）に関して、土地改変による自然環境への影響について調査、予測および評価を行い、土地の改変量を最小限に抑えること。

（6）景観

風力発電設備が、見る人に対して圧迫感や威圧感を与える影響が懸念される。このため、景観への影響の調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、影響を回避または極力低減すること。

また、対象地西側のスキー場からの景観への影響についても、評価の対象とするこ

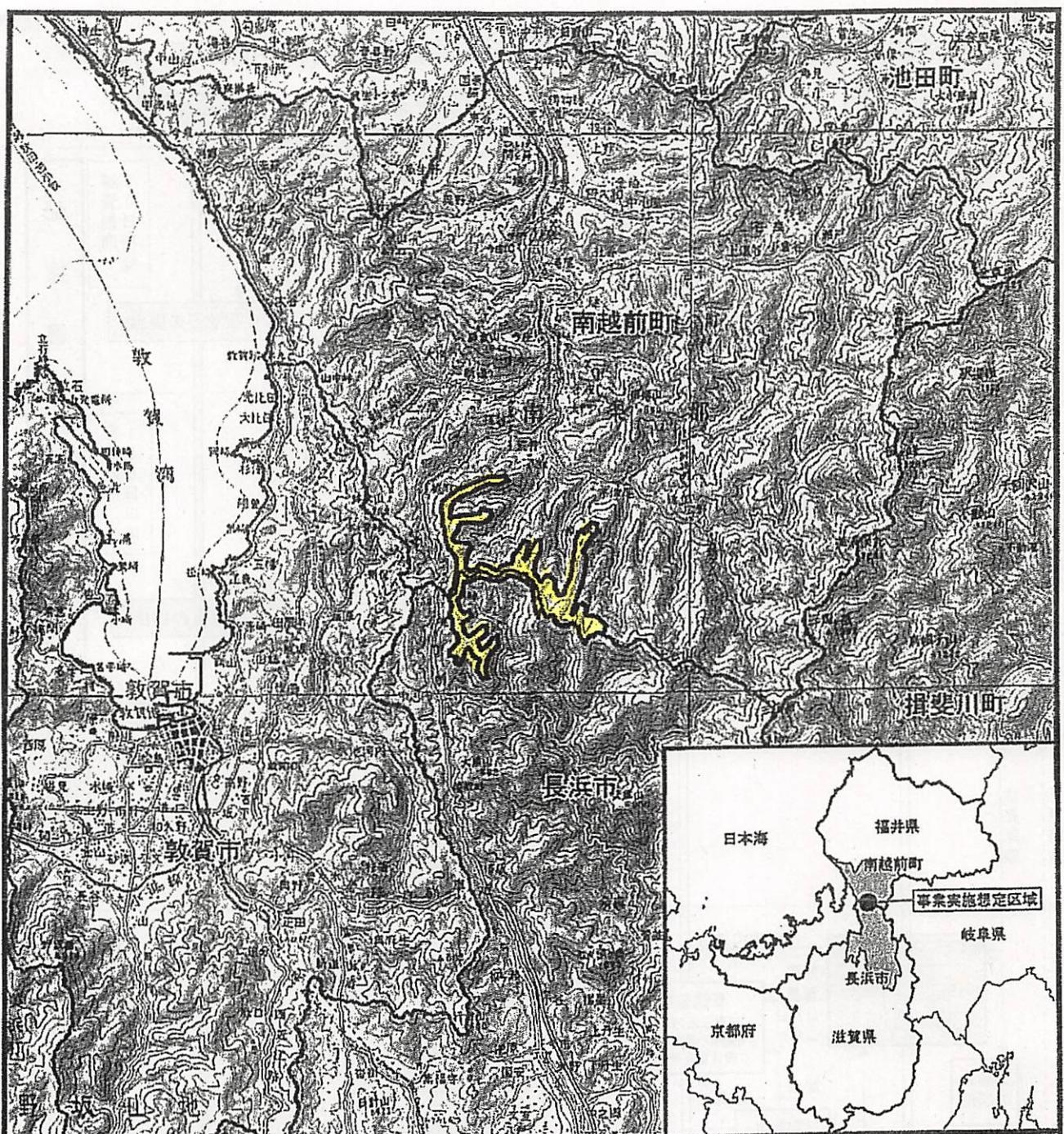
（7）人と自然との触れ合いの活動の場

余呉のブナ林、栃ノ木峠の水源地などのトレッキングコースやスキー場が知られており、地元活動団体へのヒアリングを実施するなどにより現状を把握し、予測および評価を行うこと。

(8) 文化財・伝承文化

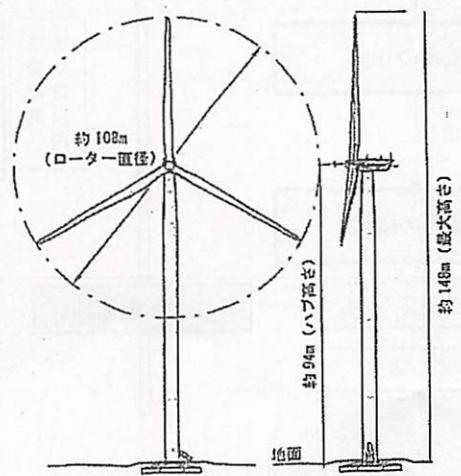
事業実施想定区域には、埋蔵文化財包蔵地（栎ノ木砦遺跡）が所在するため、遺跡区域とその周辺も含め調査、予測および評価を行うこと。

また、事業実施想定区域は、西側に北国街道が通る歴史的にも重要な地域であることから、保護すべき文化が存在しないか、住民の生活、生業、信仰において重要な場所になっていないかを調査、予測および評価を行うこと。

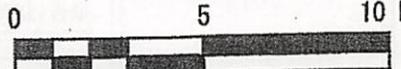


凡 例

事業実施想定区域



1:200,000



事業者の計画段階環境配慮書から引用

※基礎形状は、今後の地質調査等の結果を基に検討する。

環境影響評価法に基づく発電所に係る環境影響評価の手続フロー図

